

令和 8 年度

試験名:編入学入試試験

【 社会・国際学群

社会学類】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目(私法)	<p>問1 法律学の専門用語に関する知識を問う問題である。正解例は下記のとおり</p> <p>(1) 占有権 ⇔ 所有権 占有権は、支配の実態ないし現状を保護する権利、所有権は物を理論上支配する権利。但し、占有権が支配状態の事実を保護していると書くと不正確であるので注意しなければならない。</p> <p>(2) 物権 ⇔ 債権 物権は有体物に対する支配権(使用収益処分する権利)、債権は人に対する請求権。</p> <p>(3) 養子 ⇔ 特別養子 養子は養子縁組により形成される親子関係、特別養子は、養子縁組のうち、家庭裁判所の監督の下で、実親子関係を消滅させる効果を生ずるもの。養親子関係の年齢構成等は事実上のものに過ぎず、定義としては実親子関係の存続の有無を指摘する必要がある。</p> <p>(4) 時効 ⇔ 除斥期間 時効も除斥期間も、時の経過を主な根拠として権利関係を形成消滅させる制度であるが、時効は平穩公然とした進行が必要であること、中断停止が法定されていること、の 2 点において除斥期間と異なる。</p> <p>(5) 抵当権 ⇔ 根抵当権 抵当権は、物の価値部分を債権担保とする他物権(制限物権)であるが、抵当権が原則として被担保債権と附従性を有するとされるのに対し、根抵当権は登記された範囲内の債権群を極度額の限度で担保するもので、附従性が緩和されている。</p> <p>問2 民事取引と商事取引との差異について、理論上の見解を論ずることを求める問題である。</p> <p>① 日本の場合、根拠法令が民法と商法とに分かれているという印象が強いが、かかる法体系は国によって構造が異なり、取引としては一貫して解釈されるべきであるとする考え方も十分成り立ちうること。</p> <p>② 民事取引と商事取引との日本の現行法下における条文上の差異としては、遅延損害金の利率、権利の時効期間、保証の連帯性の有無、消費者保護法の適用の有無等があるが、これらに共通した理論的基盤が明確に提示されたことは過去になく、確立した見解は存在しないこと。</p> <p>③ 取引の目的が営利追及であるか否か、取引の継続性反復性、取引の金額等による民事と商事との区分も、直感的な印象としてはともかく、理論的には確立したものが存在しないこと。</p> <p>④ 現在の学説の多くは、取引の性格から議論することを事実上放棄しており、取引の主体が「個人」であるか「商人」「企業」であるかで区分する見解が有力であるが、</p>

現在の日本の企業の多くが個人零細事業者であることを考慮すると、この区分も理論上完全なものでないこと。

⑤ 以上のことからすると、今後における法律上の取扱いとしては、民事取引と商事取引との区別をしない解釈を発展させる可能性も充分ありうところであるが、法律が別であることの影響の有無について説明することがなお必要であること。

以 上

令和8年度

試験名:編入学試験

【 社会国際 学群 社会 学類】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
公法	<p><b>【設問1】</b> 日本国憲法第21条に定められる「表現の自由」とは何か。その制限可能性も含めて説明せよ</p> <p><b>【出題趣旨】</b> 設問1は、民主主義国家を維持するためには、自由な言論空間を確保する必要がある、それを保障する非常に重要な権利である「表現の自由」の意義を正確に理解しているかを確認することを目的としている。それと同時に、当該権利は絶対的なものではなく、日本国憲法第12条が規定するように、一定の要件に基づき制限が課される可能性がある点を理解しているかを確認するものである。これにより、現代社会において極めて重要な「表現の自由」とその制限可能性についての基本理解を確認することができる。</p> <p><b>【設問2】</b> 政治家Xは、自身の政策を自らのソーシャルメディアアカウントで発信していた。その際に、多くのソーシャルメディアユーザーからの批判的なコメントに晒された。Xは、これらのコメントは誹謗中傷である判断として、自らコメントを削除した。そこで、Xによるコメントの削除は、日本国憲法第21条に照らして許容されるだろうか</p> <p><b>【出題趣旨】</b> 現在国民の多くは、既存のメディアだけではなく、ソーシャルメディアを使用している。特に若い世代の多くは、スマートフォンを所持することが当たり前の時代になった。この時代背景に照らして、テクノロジーが生み出す社会問題として「ソーシャルメディアにおける表現の自由」について考える問題である。 政治家は、オールドメディアと呼ばれるテレビや新聞、ラジオだけではなく、オンライン上で公表するだけではなく、ソーシャルメディアで自己のアカウントを作成し、それを通じて政策を公表し説明することが主流になりつつある。オンライン上の活動を促進することは、匿名のソーシャルメディアユーザーによる多くの誹謗中傷に晒されることを意味する。しかし、どのような表現行為が誹謗中傷やヘイトスピーチに該当するのか、その線引きを判断する基準は明確かつ客観的に存在しておらず、事例ごとに慎重に判断されるべきである。 設問2は、設問1の基本的な理解を現代社会における課題に当てはめて考える能力を見るものである。本問では、公人である政治家Xによるコメントの削除行為が、ソーシャルメディアユーザーの「表現の自由」への不当な制限に該当するのかについて、日本国憲法に基づき、法的に思考し解答する能力があるのかを問うものである。これにより、現代社会における重要課題に対し、既存の法的枠組みの中でどのように向き合うのかという受験生の法的な実践力を評価するためのものである。 本問では、①政治家という公人としての立場での行為である点（ソーシャルメディアにおける国民によるコメントを政治家という公人が削除した場合、公権力の行使としてその行為が憲法上の制約を受ける可能性がある点を理解しているのか、）、②ソーシャルメディアが政治家の政策を伝える公的な意見表明の場である点（公人である政治家Xによる意見表明の場としてソーシャルメディアを使用している以上、コメント欄も同様に国民による政治家に対する意見表明の場であると理解でき、その削除行為の合理性が認められない限り、表現の</p>

自由にに基づき言論を排除することは許されないことを理解しているか

③削除行為に合理性が認められるかという点（削除の合理性を判断する場合に、その内容が誹謗中傷やヘイトスピーチなどの違法・不当な表現である場合や、ソーシャルメディア企業の利用規約や投稿ルールに照らして禁止されている場合には、その削除行為が正当化される可能性があるという点を指摘しているか）を検討しているか否かを確認することが趣旨である（

そのため、あくまで設問1で解答した「表現の自由」に関する基本理解に基づき、本問で示した社会課題に対処することができる実践力を有するかを確認するものである。